

『律経自註』写本に見られる差異について

平 林 二 郎

0. はじめに

6世紀の中葉から7世紀の初期頃、インドのマトゥラー（Mathurā）において活躍したとされる徳光（Gunaṅprabha¹）は *Mūlasarvāstivāda-Vinaya* の註釈書に位置づけられる『律経』（*Vinayasūtra* = VS²）と、VSに自ら註釈を施した『律経自註』（*Vinayasūtravṛṭṭyabhidhānasvavyākhyāna* = VSS）を著作として残している。

VSは後代にチベットにおける律学の根本典籍となり³、多くのチベット僧に学ばれたことが知られるが、VS・VSSともにサンスクリット写本は僅かしか現存しておらず⁴、また、漢訳とも一致しない部分があり、その伝承については全貌が明らかになっていないのが現状である。

そこで本稿は、VS・VSSが如何に伝承されたかを明らかにする前段階として、VSSに焦点を当て、その現存写本に見られる差異を考察し、それらがどのように伝承されてきたか、その一端を明らかにしていきたい。

1. VSSの現存写本

VSSについては2写本の現存が確認されている。以下で両写本の由来を紹介したい。

1.1. ラーフラ写本 (VSS_{MS}A)

VSS_{MS}A : An incomplete palm-leaf manuscript in 38 leaves from Sa skya monastery. Written in Proto-Bengali script and undated⁵.

VSS_{MSA} は、1982 年、P. V. Bapat と V. V. Gokhale の両博士が⁵ *Vinaya-Sūtra and Auto-Commentary on the same by Guṇaprabha. Chapter I Pravrajyā-Vastu* (=BGVSS)を出版した際の底本として知られる。

この写本は、ラーフラ・サーンクリトヤーヤナ (Rāhula Sāṅkrītyāyana, 1893-1963) がチベットのサキヤ (Sa skya) 寺で調査をおこなった際に撮影されたことで知られ、現在はパトナの Bihar Research Society に写本の写真版が保存されている⁶。

この写本は RS list では No. 193 に当たり、Bandurski [1994]では No. 61 が VSS_{MSA} に相当する⁷。

『律経』研究会 [2012: pp. 30-31]は VSS_{MSA} の写真版を整理し、この写本は本来全 40 葉であった可能性が高いが、9b, 12a, 12b, 20a の写真が欠けていると指摘している。

1.2. ウメ (*dBu med*) 字写本 (VSS_{MSB})

VSS_{MSB}: An incomplete palm-leaf manuscript in 36 leaves from Zha lu monastery. Written in Tibetan *dBu med* script⁸.

VSS_{MSB} は、2001 年、大正大学総合佛教研究所が西藏自治区政府文物管理局承認の下に出版した『チベット・ウメ字転写梵文写本集成影印版 (The Facsimile Edition of a Collection of Sanskrit Palm-leaf Manuscripts in Tibetan *dBu med* Script)』に含まれる写本である。

この写本は、1936 年、ラーフラによって Zha lu ri phug 寺で発見されたものであり、現在はラサ市内の西藏博物館に収蔵されている⁹。

この写本は RS list では No. 244 に当たり、Bandurski [1994]では No. 62(b) と 63 に相当する。

米澤 [2002: p. 252]は VSS_{MSB} と BGVSS を比較し、VSS_{MSB} が VSS を部分的に抜き書きした抄本であると指摘している。そして、それを踏まえた上で VSS_{MSB} には BGVSS の底本となっている VSS_{MSA} の欠落部分を補う箇所があると言及している。

2. VSS の現存写本に見る内容の差異

本稿 1.2. ウメ字写本部分で紹介したように、米澤 [2002: p. 252]は、VSS_{MSB} が抄本であると指摘している。そこで本稿は VSS_{MSA} と VSS_{MSB} の内容を比較し、両写本の内容にどのような差異があるかを考察していきたい。

VSS_{MSA} と VSS_{MSB} の内容を比較する際、本来であれば写本全体を扱うべきであるが、本稿では紙幅に制限があることから「出家事」に内容を限定し考察をおこなう。

本稿で扱う写本は以下の2写本である。

VSS_{MSA} = RS list: No. 193, Bandurski [1994]: No. 61.

VSS_{MSB} = RS list: No. 244, Bandurski [1994]: No. 62(b), 63, 『チベット・ウメ字転写梵文写本集成影印版』: 『律経自註』。

VSS_{MSA}, ならびに、VSS_{MSB} 写本をローマ字転写する際には以下の記号を使用した。

- [] 写本の文字がかすれなどによって確定できない
- { } 写本に書写されている不要な文字
- + 写本の文字が1文字消えてしまっている
- < > 写本の消えてしまっている文字を補う
- .. 写本の文字が1文字判別できない
- . 写本の文字の母音、もしくは、子音が部分的に判別できない
- /// 写本のはじまり、もしくは、おわりの部分が欠けている
- 綴じ穴
- | ダンダ
- || 二重ダンダ
- * ヴィラーマ
- ・ 句読点

この他、VSS 「出家事」部分を考察するために、以下の2つの校訂テキストを使用している。

BGVSS = P.V. Bapat and V.V. Gokhale eds., *Vinaya-Sūtra and Auto-Commentary on the same by Guṇaprabha. Chapter I Pravrajyā-Vastu.*
『律経』研究会 = 『律経』「出家事」研究会, 「『律経』「出家事の研究」」(1)～(5), 『大正大学総合佛教研究所年報』, 25-31, 2003-2009.

2.1. 写本に欠落がある場合

まず、米澤 [2002: p. 252]が指摘している VSS_{MSB} によって VSS_{MSA} の欠落部分を補うことができる箇所を挙げてみたい。

VSS_{MSA}: (14b5) tadyathā parotkīrttanakāle śrāmaṇeratvasya
 parasyoṣṣanetur utkīrtanakāle śrāmaṇerañ ca mām ity atah parastāta •
 ācārya iti yat parot*Okīrttanam tatra śrāmaṇeratvakarako ya upanetur arthaḥ
 śrāmaṇerasamvaro nāma tasya vṛtta (14b6) cāryō dhārayatv aty¹
 atra mantavyaṃ na bhadanto dhārayatv iti ||

VSS_{MSB}: (3a2) tadyathā parotkīrttanakāle śrāmaṇeratvasya |
 parasyopanetur utkīrtanakāle śrāmaṇeratvañ ca mām ity atah parastāt
 ācāryam iti parotkīrttanam tatra śrāmaṇeratvakarako ya upanetur arthaḥ
 (3a3) śrāmaṇeratvasamvaro nāma tasya vṛttatvaṃ mantavyaṃ | ācāryō
 dhārayatv ity atra mantavyaṃ na bhadanta dhārayatv iti |

BGVSS: (p. 9 ll. 9-13) (29) tadyathā parotkīrttanakāle śrāmaṇeratvasya |
 parasya pūnetuḥ utkīrtanakāle | śrāmaṇeraṃ ca mamityataḥ parastāt 'ācārya'
 iti yat parotkīrttanam, tatra śrāmaṇeratvakārake yaḥ upanetuḥ arthaḥ
 śrāmaṇerasamvaro nāma, tasya vṛtta[tvaṃ mantavyam, ā]cāryō dhārayatu
 ity atra mantavyam, na bhadanto dhārayatu iti ||

『律経』研究会 [2004: pp. 62-63] (29) tadyathā parotkīrttanakāle śrāmaṇeratvasya |
 parasyopanetur utkīrtanakāle / śrāmaṇeratvaṃ ca mām ity atah parastāt
 ācārya-m-iti parotkīrttanam tatra śrāmaṇeratvakārako ya upanetur arthaḥ
 śrāmaṇeratvasamvaro nāma tasya vṛttatvaṃ mantavyam / ācāryō dhārayatv
 ity atra mantavyaṃ na bhadanto dhārayatv iti /

(下線筆者)

試訳¹⁰: (29) たとえば、他の者に宣言するときに、沙弥になることの
 【律儀が働く】

他の者、すなわち、指導者に対して【私を沙弥に】から【阿闍梨は】ま

¹ aty: S.e. for ity

で宣言するときに、他の者に宣言することに [希望者を] 沙弥にするという働きがあり、それが指導者の目的であり、それが沙弥の律儀である。[その文言を宣言するときにその文言により] その [沙弥の律儀が] 働くと考えられるべきである。この場合「阿闍梨は [私を沙弥として] 認めてください」と [宣言するべきであると] 考えられるべきで、「大徳は [私を沙弥として] 認めてください」と [宣言されるべきであると] 考えられるべきではない。

上記 VSS_{MSA} の“vṛtta (I4b6) cāryo”は貝葉写本の両端部分に書写されており、右端部分は写本を収納する際などに墨が落ち、文字が解読できない状態になってしまっている。しかしながらこの部分に対応する VSS_{MSB} 写本を見ると“vṛttatvaṃ mantavyaṃ | ācāryo”と書写されており、VSS_{MSB} を用いて VSS_{MSA} 写本を補うことができる。

VSS_{MSA} には上記のような理由で文字が判別できない部分が多々ある。BGVSS はこのような箇所を校訂する際にチベット語訳の ‘Dul ba’i mdo’i ’grel pa mngon par brjod pa rang gi mam par bshad pa¹¹を参照し、それを基にテキストの還梵を試みている。

上記の例では P. V. Bapat・V. V. Gokhale 両博士の還梵テキスト部分と VSS_{MSB} が一致している。しかしながら、BGVSS の還梵テキストのなかには VSS_{MSB} とテキストの内容が異なる部分も見られ¹²、VSS_{MSB} を使用することでより正確に VSS の内容が理解できる場合がある。

2.2. スートラの註釈の一部が省略されている場合

P. V. Bapat・V. V. Gokhale 両博士は BGVSS を出版する際に、VSS のなかで VS のテキストに該当する箇所にスートラ番号を付している。例としては 2.1. で挙げた (29) がスートラ番号である。

VSS_{MSA} と VSS_{MSB} の内容を比較すると、スートラの註釈の一部が省略されている箇所と、スートラそのものが省略されている箇所がある。そこで 2.2. ではスートラの註釈の一部が省略されている箇所を例に挙げ考察したい。

以下はスートラ（1）において、niryāṇa-という語についての説明がなされている部分である。

VSS_{MS}A: (I1b1) // atha niryāṇavṛttam //

atheti śabdo (')dhikārātham sã sūtrasaṃdarbhaparisaṃmāpte niryāṇavṛttam
adhikṛtaṃ veditavyam / prāptir atra yānaṃ na gamanaṃ niryāṇaṃ yātir
niryāṇaṃ niryāty aneneti | tadyathā grāmaṃ prāptaṃ i + + + /// (I1b2) ///
m iti śeṣa | nirupadhiśeṣanirvāṇaṃ prāpter ukṭiḥ tad[v]āpunarāvartakaṃ
yānaṃ |

VSS_{MS}B: (1b1) // atha niryāṇavṛttam //

atheti śabdo dhikārārthaḥ / ā sūtrasaṃdarbhaparisaṃmāpte niryāṇavṛttam
adhikṛtaṃ veditavyam / prāptir atra yānaṃ na gamanaṃ ⁽¹³⁾yātir yānaṃ nayity
aneneti⁽¹³⁾ | apunarāvṛttikhyāpanārtho niḥśabdaḥ | apunarāvartakaṃ yānaṃ
niryāṇaṃ iti śaiśā nirupadhiśeṣanirvāṇasaṃprā(1b2)ptir ukṭiḥ | tad
apunarāvartaka yānaṃ |

BGVSS (p.3 ll. 6-10) (1) **atha niryāṇavṛttam //**

athetiśabdo 'dhikārātham / āsūtrasaṃdarbhaparisaṃmāpter niryāṇavṛttam
adhikṛtaṃ veditavyam /prāptir atra yānaṃ, na gamanaṃ | niryāṇaṃ yāti
niryāṇaṃ niryāti aneneti | tadyathā - grāmaṃ prāptaṃ i|tivat | niḥ-śabdo
'punarāvartanakhyāpanārtham | apunarāvartakaṃ yānaṃ niryāṇa|m iti śeṣaḥ |
nirupadhiśeṣa- nirvāṇaprāpter ukṭiḥ | tadvā apunarāvartakaṃ yānaṃ? |

『律経』研究会 [2004: p. 60 ll. 5-12] (1) **atha niryāṇavṛttam //** **iti**

atheti śabdo 'dhikārārthaḥ / ā sūtrasaṃdarbhaparisaṃmāpte niryāṇavṛttam
adhikṛtaṃ veditavyam / prāptir atra yānaṃ na gamanaṃ | niryāṇaṃ
niryāty aneneti | tadyathā grāmaṃ prāptaṃ itivat | apunarāvṛttikhyāpanārtho
niḥśabdaḥ | apunarāvartakaṃ yānaṃ niryāṇaṃ iti śeṣaḥ | nirupadhiśeṣa-
nirvāṇasaṃprāptir ukṭiḥ | tad apunarāvartakaṃ yānaṃ |

（下線筆者）

試訳¹⁴（1）これより，出離(niryāṇa-)の状態(vṛtta-)＜が主題とされる＞
とある

「これより(atha)」という語は、主題(adhikāra)の意味を有する。スートラの著述が完結するまで、出離の状態が主題とされていると知られるべきである。ここで、[出離の]「出(yāna-)」とは、到達することであり、行きつつあることではない。「出離」とは、それによって出離すること[出離する手段]である。〈たとえば、家に到着するというようなものである。〉「[出離の]離(nir-)」という語は、再び戻ってこないことを示すためにある。出離とは、再び戻ってくるのこない出と補って考えるべきである。[つまり、]無余涅槃への到達が表現されているのである。それゆえ、再び戻ってくるのこない出なのである。

VSS_{MSA} と VSS_{MSB} の内容には、表記の違いや、書写上の誤りであろうと考えられる部分があるが、ここでは特に下線部の差異に注目したい。

この“tadyathā”以下の部分では、徳光が nirvāṇa- という語の意味を 〈たとえば、家に到着するというようなものである〉 と比喩的に説明している。

VSS_{MSA} では“tadyathā grāmaṃ prāptaṃ i”以下が欠落してしまっているが、BGVSS のように“tadyathā - grāmaṃ prāptaṃ i|tivat”という内容が書写されていたと考えられる¹⁵。一方、VSS_{MSB} では“tadyathā”以下が省略されており、そのまま「離(nir-)」という語の解説になっている。

VSS_{MSB} 「出家事」部分において、スートラ部分以外で tadyathā という語で説明がなされてる箇所は2つある。まずスートラ(26)では、どのように阿闍梨になるか、その状況を説明するために tadyathā が使用されている¹⁶。次にスートラ(81)では、有学性以前に戒・定・慧・解脱・その知見とは別の事項である経・律・母論の理解・具戒・多聞をともなっているべきであることを tadyathā によって示している¹⁷。

以上を踏まえれば、VSS_{MSB} (もしくは、VSS_{MSB} の基になった写本) の筆写者は tadyathā と説明している部分であっても、スートラ(1)のように言葉についての比喩的な説明は省略し、スートラ(26)・スートラ(81)のように状況や事項を説明するものについては、その註釈部分を残したと考えられる。

2.3. スートラ自体が省略されている場合

2.2.ではスートラの註釈の一部が省略されている箇所を考察したが、2.3.ではVSS_{MSB}においてスートラそのものが省略されている箇所を考察したい。

『律経』研究会が出版した校訂テキストのスートラ番号と、VSS_{MSB}に書写されている箇所の有無を表にすれば以下ようになる。(VSS_{MSB}に内容の一部が書写されているものについては△有を付した。また、VSS_{MSA}には、『律経』研究会のスートラ(98)の途中から(102)の途中までと、(138)の途中から(150)の終わりまでの写本の写真(9b, 12a, 12b)がない。)

『律経』 Sūtra No.	VSS MSB	トピック
1	有	出離(niryāna)の状態(vṛtta)
2	有	(昔の)出家と具足の方法
3	△有	(現在の)特定の比丘(依止して出家していない者)の出家・具足 (△有：スートラ(3)の最初だけ書写されている)
4		罪障の尋問と和尚の労(和尚に「あなたを出家させます」と述べさせる)
5		優婆塞・沙弥・比丘の段階を踏んでいるか
6	有	帰依の承認と、その発声
7		承認の印としての学(処)の陳述
8		和尚が優婆塞となる指導をして、サンガの布告役の比丘に報告
9		和尚と布告役による罪障の確認
10		出家を行う状況(サンガの全員が集合、もしくは、集まっている)
11		出家の作法【清浄だと、もし皆がいうならば】
12		出家の作法【和尚を要請する】(定型句が決まっている)
13~19		出家の作法 13【髻まで、髪・髻を取り除くべきである】、14【髻を取り除くべき】かと質問、承諾すれば【それを】取り除く、15【沐浴すべきである】、16【和尚が袈裟を与えるべきである】、17【足下にひれ伏して(袈裟)を受け取るべきである】、18【和尚が袈裟を着せるべきである】、19【気づかれず根を観察すべきである】
20	有	出家の作法【[和尚は]三帰依を行おうとしている者に、出家を指導する】
21	有	出家指導 あるいは、要請の直後に(髪と髻を除かれていない者の出家)
22	△有	出家指導 沙弥になることを指導する比丘に申請すべきである (△有：スートラ(22)の最初だけ書写されている)
23		出家指導 潔白を尋問し、潔白な者を指導すべきである
24		出家指導 沙弥を指導する者が阿闍梨となる
25	△有	出家指導 密師・羯磨師・施住師・説誦師などの列挙 (△有：スートラ(25)「阿闍梨になることが知られるか」部分だけ有)
26	有	出家指導 沙弥の指導などの定型句で、阿闍梨・和尚となることについて目的が確認されるとき阿闍梨として成立する。
27	△有	出家指導 和尚の要請が承認された場合、それが成立する

		(△有：スートラ (27) の最初だけ書写されている)
28	△有	出家指導 繰返し3回目に目的(和尚となること)が機能する (△有：スートラ (28) 「比喻によって目的を説明する」部分だけで有)
29	有	出家の宣言 沙弥になることの宣言
30	有	出家の宣言 繰返し3回目で確定となる
31		施住師について
32		読誦師について
33		読誦について 読誦の意図なしに発声しても読誦にはならない
34		阿闍梨と和尚については別の敬称で呼びかけてはならない
35		“阿闍梨と和尚以外の人”が“阿闍梨”と“和尚”と呼ばれるべきではない
36		和尚を名前で読んでもよい場合
37		具足の前提(出家や沙弥認定は個人からなされるが、)「具足は[現前]サンガから」なる。
38		具足の際、和尚として勤める者が羯磨師と密師を委頓するべきである
39		具足を授かる者が和尚を要請するべきである
40		具足を授かるものに三衣を所持させるべきである
41~42		41 鉢について、42 正しい鉢ではない場合
43		羯磨師が密師候補の名を名乗らせ、密師ができるかを確認し、サンガに信認
44		密師が具足を授かる者に【あなた聞きなさい云々】と秘密裏に教授すべき
45		教授し、潔白を示し、[戒壇への]来場を問う
46		【もし潔白ならば、と皆が述べる】
47		羯磨師が具足を望む者に具足を要請させる
48		サンガに信認させ、羯磨師は具足を授かる者について衆中にて罪障を問う
49		羯磨師が具足に導く(具足完了)
50		受戒時刻の記録、影を測って記録する
51		4アングラ(指量)のシャンク(木の枝など?)で計測する
52		(L字に折ったシャンクの縦・横の影の長さが等しくなった時間を)1プル シャと設定する
53~59		53 昼夜の区分, 54 時季の区分, 55 時季の区分5種【寒季, 暑季, 雨季, 終 季, 長季】, 56 寒季, 暑季は【それぞれ】4ヶ月, 57 雨季は1ヶ月, 58 終 季は一昼夜, 59 一昼夜を除く3ヶ月が長季
60		依止(四依法)の説明
61		罪障法(波羅夷法)
62		沙門の義務
63		戒の尊重
64		応器との関係の反映(和尚を父だと思う等)
65		律せられた共住
66		目的の遂行
67		波羅堤木叉の知識
68		尊敬に努める
69		サンガへの加入宣言
70		依止する者が施住者に果たす務め(依止についての説明開始)
71		依止する者の務めの例外
72	有	依止する者務めの例外(ヴィハーラから最大49 ヴァーマまでの移動)

73		排除すべき務めとそれに関する宣言
74		サンガによる懲罰
75		懲罰羯磨と放免
76		施住者による別住・別住のやり直し・仮別住・仮別住のやり直しの復権
77		施住者は依止する者のために務めをおこなうべきである
78		具足10年未満の者は和尚、施住者、依止しないでいるべきではない
79		具足10年未満の者の必須事項
80		具足10年未満の者の必須事項(10年以上の者であっても)【病人看病】【悔悟すべきこと(悪事の)忌避】【悪見の排除】【不快なことに瞑目すること】
81	有	【有学性】以前に5種とならないものは【具戒・多聞をもって】5種となる
82		【三】蔵の理解
83		【三】蔵の理解に有能であること(【三】蔵の理解する者の特別性)
84		【増上戒・増上心・増上慧】の学習性
85		学習することに有能であること
86		【増上行・増上律・増上波羅堤木叉】
87		【信の成就・戒の成就・聞の成就・捨の成就・慧の成就】
88		【戒・定・慧・解脱・その知見】
89		【精進と慧をもつこととを伴うこと】
90-94		90【持念】、91【楽寂静坐】、92【禪定状態】、93【有学性】、94【無学性】
95		【生起・告知・追認・禁止・許可の知】
96		【罪障・罪障でないことを知ること・指導者たること・教授者たること】
97		依止あるいは近住に対する管理能力(ストウラ96の事項4つ)
98	有	【有犯・無犯・重・軽を知ること、波羅堤木叉の詳細を解釈すること】
99		【年長者がいなければ、若年者に依止するべきである】
100		【敬礼のみを除き】
101		【具足後】5年で依止されていない、条件を備えている者の遊行
102	有	それ以外の者、三明者も、遊行すべきではない(依止について説明終了)
103		遮法 出家のためにやって来た者に異教徒かを尋ねるべきである
104		異教徒を出家させるべきではない(シャーキヤ族・長髪族を除く)
105		【三】宝への讃嘆と異教徒への不讃嘆が述べられるときに、怒らない、尊崇の心をもつこと
106		それを有していない者には優婆塞を経させて、サンガは4ヶ月別住を与える
107		別住について:107 そのものに食事はサンガ(から与える)、108 衣は和尚(から与える)、109 仕事を受け取る行為者であること(?)
110		出家のためにやってきたものに15歳以上かを問う
111		鳥を追い払うことのできないもの、7歳未満の者を出家させない
112		【同時に】2人以上の沙弥指導を立てない
113		2人が同じ場所出家を望み、別々に出家をしたいという望みがないならば、2人を出家させ、年長者を具足させる
114		もし【20歳】未満ならば、別の比丘に近住の沙弥が要請される
115		要請されたものは彼を無視してはならない
116		能力があつて【具足を】与えない者からまかされて具足させる
117~120		函数的表現 117 具足を司る者たちは奴隷を出家させない、118 貸与物が無い

		この確認, 119 親が存命で, 親から許可されていないもの, 親が遠方に居住していない者には7日間の猶予が与えられる, 120 親が遠方に居住している者でも, サンガに報告されていないものは出家させるべきではない
121		出家希望者にはサンガから食が提供される
122		函数的表現は【親から認められているか?】までで, 親が遠方に居住している場合は除く
123~125		123 病気であるかを問う, 124 疾病がないかを問う, 125 具足を司る者たちは癩, 癰疽等の疾病について問う
126		病人を出家・具足させるべきではない
127		函数的表現は「懲罰 [羯磨] により」前 (ストラ 147) までではなく, すべてのストラが函数的であると理解されるべきである
128		【この者に成長という特質はなく】 (ストラ 130 などの【化作】等の排除)
129		出家・具足したものが成長しない特質をもつものであれば追放される
130		【化作】されたものを出家・具足をさせるべきでなく, 教団の一員がそのようであれば追放する
131 ¹⁸ ~ 134		131 黄門 (中性者), 132 黄門の種類 (5種), 133 【生来, 半, 抱生, 妬み, 突発】, 134 突発黄門について: 突発黄門の過失に陥れば追放すべき
¹⁹ 135, 136 ¹⁹	有	135 賊住者の定義, 136 具足の規定の不実行, 不成立のもので, 2度の羯磨を経験するものが賊住者である (賊住者は出家・具足をさせるべきではない)
137~139		137 【異教徒への転向者】, 138 異教徒への転向について: 異教徒の見解を持っていて, 衣を捨てて, 異教徒の姿で夜を明かすと異教徒への転向の状態となる, 139 異教徒への転向について: 異教徒の見解を持っていなくとも, 衣を捨てて, 異教徒の姿で夜を明かすと異教徒への転向の状態となる
140~145		140 【母を殺した者】, 141 【父を殺した者】, 142 阿羅漢を殺した者】, 143 【僧団を分裂させた者】, 144 【如来の面前で, 憎しみの心をもって出血させた者】, 145 【比丘尼を汚した者】
146		【四波羅夷の1つを犯した [のか, と問うべきである]】
147	有	【懲罰 [羯磨] により原因がない者を】 出家・具足させるべきである
148	有	具足させることは, 復権させること
149	有	論争の原因がないと認められない場合は, その者の懲罰羯磨が行われるべき
150		波逸提法, 身体的な問題をもつ者について

『律経』研究会の校訂テキストではストラ (150) までが「出家事」部分に当たる。VSS_{MSB} においては, これら 150 のストラのうち 22 のストラしか書写されていない。

VSS_{MSB} で省略されていない22のストラ部分の内容をまとめれば以下のようになる。(1)~(3)は目次とその解説, ならびに, 昔の出家・具足の方法が中心に述べられている。(6)は三帰依についてであり, これは出家を指導する側の(20)以下に繋がる。(20)~(22), および, (25)~(30)は出家したい者をどのように指導するかが記されている箇所である。

(72), (81), (98), (102) は依止に際しての日常規則, 三蔵の理解, 波羅堤木叉の解釈, 依止の解説の最後を示す箇所である。(135), (136) は賊住者について記されている箇所である。(147) ~ (149) は懲罰羯磨について記されている箇所である。

以上 VSS_{MSB} で省略されていない部分の内容を見ると VSS_{MSB} (もしくは, VSS_{MSB} の基になった写本) の筆写者は, 出家作法よりも沙弥を指導する立場に関心があったようであり, また, 依止の部分・賊住者・懲罰羯磨の部分を残していることから, 出家者の権利に重点を置き VSS_{MSB} 写本を書写していたのではないかと考えられる。

3. おわりに

本稿で述べた内容を再度整理してみたい。

2.1.では, VSS_{MSA} の欠落部分を VSS_{MSB} によって補える部分があり, これによってより正確に VSS の内容を理解できる場合を紹介した。

2.2.では, tadyathā の使い方から, VSS_{MSB} (もしくは, VSS_{MSB} の基になった写本) の筆写者は, 言葉について比喩的な説明をおこなっている註釈部分を省略し, 状況や事項を説明する註釈部分を残していることを述べた。

2.3.では VSS_{MSB} (もしくは, VSS_{MSB} の基になった写本) の筆写者が, 出家作法よりも沙弥を指導する立場に関心があり, また, 出家者の権利に重点を置き写本を書写していた可能性に言及した。

2.2.と **2.3.**を見ると, VSS_{MSB} では比喩的な言葉の説明など僧団生活に直接関係のない部分が省略され, 状況や事項の説明, 出家者の権利など僧団生活に関係する部分が書写されている。

また, VSS_{MSB} には, 上述した状況や事項の説明, 出家者の権利など僧団生活に関係する部分, ならびに, 沙弥を指導する立場に関する部分が書写されている。これらを踏まえると, VSS_{MSB} は, 当時の仏教教団において, 仏教の内容や仏教教団内での生活規則を沙弥に教える必要のある立場の人物によって伝承されたのではないかと考えられる。

また、**2.1.**と**2.2.**など VSS「出家事」部分をみる限りではあるが、VSS_{MSA}と VSS_{MSB}を比較すると、VSS_{MSB}には内容的に VSS_{MSA}と大きく異なる註釈が加えられている部分は見られず、VSS_{MSA}と VSS_{MSB}は同じ写本の系統に属するものなのではないかと考えられる。

以上、本稿は VSS_{MSA}・VSS_{MSB}の「出家事」部分に内容をしぼり、考察をおこなった。VS・VSSの研究は緒に就いたばかりであり、今後さらに研究を進めることで、さらにその詳細を解明できればよいと考えている。

註

¹ 徳光の生存年代は A. D. 550-630 年と想定されている (静谷 [1978: pp. 155-158], および、佐々木教悟 [1981: p. 25], 米澤 [2002: p. 252]を参照)。また、中国仏教文献に見られる徳光については瀧 [2001]が詳しい。

² VSについては Rāhula Sāṅkrtyāyana によるテキスト (RSVS) が出版されている。

³ 長尾 [1954: p. 16]を参照。

⁴ VSについては以下の4写本が現存している。ここでは『律経』研究会 [2012: p. 39]に沿って簡単な紹介のみとする。詳細については Luo Hong [2011]を参照。

VS_{MSA} A complete palm-leaf manuscript in 120 leaves from Potala. Written in Nepalese hook-topped script and dated 1270 C.E.

VS_{MSB} A complete palm-leaf manuscript in 66 leaves from Zha lu ri phug. Written in Tibetan dBu med script and copied perhaps around the beginning of the 12th century.

VS_{MSC} An incomplete Nepālī paper manuscript in 35 leaves. Written in old Nevārī script and dated 1793.

VS_{MSD} A fragment of VS from Central Asia. Written in Proto-Śāradā script.

この他、VSSの写本については本稿**1. VSSの現存写本**で紹介する。

⁵ 『律経』研究会 [2012: p. 39]を参照。

⁶ しかしながら、パトナの写真版は一般公開されておらず、そのコピー (ポジフィルム) が1968年以降にゲッティンゲン大学に渡った後に、その目録である Bandurski [1994]が出版された。(加納 [2004: p. 80]参照)

⁷ 『律経』研究会 [2012: p. 30]を参照。

⁸ 『律経』研究会 [2012: p. 39]を参照。

⁹ 米澤 [2002: p. 251]を参照。

¹⁰ 本稿では『律経』研究会のテキストを参照し試訳をおこなった。

¹¹ D. No.4119 zhu 1b1-zu 274a7; P. No.5621 'u 1- yu 342a8.

¹² VSSmsA: (17b4) nānāpṛcchyāla<pa>yitavyaṃ na saṃlapita{ṃ}vyāṃ na prati-

sammoditavyaṃ na prativacanaṃ dātavyaṃ nodakadigdhenā pāṇinā ○
gharmitena pādaṃ vā mukhaṃ vā hṛdayādikaṃ vānuparimārṣṭavyaṃ nodakena
hastau degha (17b5) kīrṇavastrādi prasphoṭayitavyam ityāder
itihāsapadabhūtasya vṛttasyāpatteḥ |

VSSmsB: (3a8) nānāpṛcchyālapayitavyaṃ | na saṃlapitavyaṃ na pratisaṃmoditavyaṃ
na prativacanaṃ dātavyaṃ nodakadigdhenā pāṇinā gharmitena pādaṃ vā mukhaṃ
vā hṛdayādikaṃ vānupari(3b1)mārṣṭavyaṃ nodakena hastau digdhatavyo na
rajasākīrṇavastrādi prasphoṭayitavyam ityāder itihāsyapadabhūtaṃ tasya
vṛttasyāpatteḥ |

BGVSS: pp. 13-14. nānāpṛcchya ālapitavyaṃ, na saṃlapitavyaṃ, na pratisaṃmoditavyaṃ,
na prativacanaṃ dātavyaṃ, nodakadigdhenā pāṇinā dharmitena pādaṃ vā mukhaṃ
vā hṛdayādikaṃ vā anuparimārṣṭavyaṃ, nodakena hastādeḥ [parimārjanam](?)
rajovakīrṇa]-vasrādi^(sic) prasphoṭayitavyam ityādeḥ iti hāsapadabhūtasya vṛttasya
āpatteḥ ||

(下線筆者)

以上の内容を踏まえ『律経』研究会 [2007: p. 38]は以下のように校訂している。

『律経』研究会: nānāpṛcchyālapayitavyaṃ | na saṃlapitavyaṃ na pratisaṃmoditavyaṃ na
prativacanaṃ dātavyaṃ nodakadigdhenā pāṇinā gharmitena pādaṃ vā
mukhaṃ vā hṛdayādikaṃ vānuparimārṣṭavyaṃ nodakena hastau digdhatavyo na
rajasākīrṇavastrādi prasphoṭayitavyam ityāder itihāsapadabhūtaṃ tasya
vṛttasyāpatteḥ |

『律経』研究会 [2007: p. 50] <例えば>問わずして、おしやべりすべきではない、
語るべきではない、挨拶をすべきではない、応答すべきではない、熱くなった人が
水で濡れた手で、両脚、顔、胸元等を拭うべきではない、水で両手を濡らすべ
きではない、埃まみれの衣服を叩くべきではない、云々は、伝承のことばであ
り、その問題は罪障となってしまうからである。

(下線筆者)

¹³ VSSmsB では yāna-の説明が以下のようにになっている。

yātir yānaṃ nayiti (= s.e. for nāyeti?) aneneti

yāti (=動詞Vyā) は人をして (anena) 出に (yānaṃ) 導かせる(nāyeti √nī caus.)
ということである

¹⁴ 本稿では『律経』研究会のテキストを参照し試訳をおこなった。

¹⁵ Tib: 'dis nges par 'byung bas na nges par 'byung ba zhes bya'o / dper na grong thob pa
zhes bya ba lta bu'o/. (『律経』研究会 [2003: p. 60 註3]を参照)

¹⁶ 『律経』研究会 [2004: p. 62]: (26) **vṛtte 'rthe bhūtatvam iti /**

yenārthena mantrasya vyavasthā tadyathā śrāmaṇeratvopanayādimitantre
ācāryopādhyātvānām tasminn avasite 'rthe 'syācāryatvādeḥ bhūtatvam
jātātā tasmāt vṛtteṣūpanayanādiṣv eṣām ācāryatvānām jātatvam veditavyaṃ //

『律経』研究会 [2004: p. 69]: (26) **目的が機能するとき、[阿闍梨となること]がある**
ある目的によって、定言句が確定する—たとえば、沙弥指導等の定言句におい

て、阿闍梨・和尚となることについて、その目的が確認されるとき、その者の阿闍梨になること等が成立する、つまり生じるのである。従って、指導等が機能している場合、その者たちの阿闍梨となることが生じていると知るべきである。

(下線筆者)

- ¹⁷ 『律經』研究会 [2007: p. 40]: (81) *prākṣaikaṣṭvād apañcake saśīlavattā-bāhuśrutyaṃ / śaikaṣṭvam aśaikaṣṭety ataḥ prāk yas sahoктаṃ pañcakaṃ na bhavati tadyathā śradhdhāśīlādīsamāyogābhyām anye samāyogāḥ / tat śīlavattayāpi bāhuśrutyaṃ sahitam veditavyaṃ / saha śīlavattābāhuśrutyaḥ pañcakaṃ /* 『律經』研究会 [2007: p. 55]: (81) 【有学性】以前に、5種とならなければ、【具戒・多聞をもって】【有学性】、【無学性】というこの以前に、列挙されて5種にならないもの、たとえば、信・戒などの必要事項 (=第88経) とは別の必要事項、それは具戒と多聞とが伴うと知られるべきである。具戒と多聞とを伴って、「具戒・多聞をもって」5種となる。

(下線筆者)

- ¹⁸ 『律經』研究会のテキストではスートラ (1 3 1) が黄門、スートラ (1 3 2) が黄門の種類となっているが、BGVSSではスートラ (1 3 1) が黄門・黄門の種類となっている。

- ¹⁹ 『律經』研究会のテキストではスートラ (1 3 5) が戒住者の定義、スートラ (1 3 6) がその内容説明となっているが、BGVSSではスートラ (1 3 5) と (1 3 6) を合わせてスートラ番号 (1 3 4) としている。

略号

BGVSS = P.V. Bapat and V.V. Gokhale eds., *Vinaya-Sūtra and Auto-Commentary on the same by Guṇaprabha. Chapter I Pravrajyā-Vastu*, Kashi Prasad Jayaswal Research Institute, Patna 1982.

D. = sDe dge edition of Tibetan Tripiṭaka, 'Dul ba'i mdo'i 'grel pa mngon par brjod pa rang gi mam par bshad pa: No. 4119, Shu 1b1-zu 274a7.

Introduction = Study Group of Sanskrit Manuscripts in Tibetan *dBu med* Script, Taishō University 'INTRODUCTION to the Facsimile Edition of a Collection of Sanskrit Palm-leaf Manuscripts in Tibetan *dBu-med* script.' Booklet attached to the *dBu med* Facsimile Edition, 2001.

P. = Peking edition of Tibetan Tripiṭaka, 'Dul ba mdo'i 'grel pa mngon par brjod pa rang gi mam par bshad pa: No. 5621, 'u 1a1- yu 342a8.

RS list = Rāhula Sāṅkṛtyāyana, 'Second Research of Sanskrit Palm-leaf Mss. in Tibet.' In: *Journal of the Bihar and Orissa Research Society*, 23-1, 1937, pp. 11-57.

RSVS = Rāhula Sāṅkrtyāyana ed., *Vinayasūtra of Bhadranta Guṇaprabha*, Singhi Jain Śāstra Śikṣāpīṭha Singhi Jaina Series 74, Bharatiya Vidya Bhavan, Bombay 1981.

s.e. = Scribal error

VS = *Vinasūtra*

VSS = *Vinayasūtravṛṭṭyabhidhānasavyākhyāna*

VSS_{MSA} = RS list No. 193, Bandurski [1994]: No. 61.

VSS_{MSB} = RS list: No. 244, Bandurski [1994]: No. 62(b), 63, 『チベット・ウメ字転写梵文写本集成影印版』: 『律經註』.

『律經』研究会 = 『律經』 「出家事」研究会 (1) ~ (8)

2003 「『律經』「出家事」の研究」(1), 『大正大学総合佛教研究所年報』, 25, (44)-(93).

2004 「『律經』「出家事」の研究」(2), 『大正大学総合佛教研究所年報』, 26, (54)-(73).

2005 「『律經』「出家事」の研究」(3), 『大正大学総合佛教研究所年報』, 27, (50)-(76).

2007 「『律經』「出家事」の研究」(4), 『大正大学総合佛教研究所年報』, 29, (26)-(65).

2009 「『律經』「出家事」の研究」(5), 『大正大学総合佛教研究所年報』, 31, (83)-(125).

2012 「『律經』「出家事」の研究」(8), 『大正大学総合佛教研究所年報』, 34, (29)-(44).

参考文献

Bandurski, F.

1994 Übersicht über die Göttinger Sammlungen der von Rāhula Sāṅkrtyāyana in Tibet aufgefundenen buddhistischen Sanskrit-Texte (Funde buddhistischer Sanskrit-Handschriften, III). In: *Untersuchungen der buddhistischen Literatur, Sanskrit-Wörterbuch der buddhistischen Texte aus den Turfan-Funden*, Beiheft 5, Göttingen.

Luo Hong

2011 ‘The Recensions of Guṇaprabha’s *Vinayasūtra*—Towards an Editorial Policy for the Critical Edition of the Sanskrit Text’, Forthcoming *AION: Annali, Rivista del Dipartimento di Studi Asiatici e del Dipartimento di Studi e Ricerche su Africa e Paesi Arabi* 67, pp. 171–86, (2007).

Nakagawa Masanori

2002 ‘On Vinayasūtra in Tibetan dBu med script’, *Journal of Indian and Buddhist Studies*, 51-1, pp. 485-481.

大正大学総合佛教研究所

-
- 2001 『チベット・ウメ字転写梵文写本集成影印版』, 大正大学総合佛教研究所
- 長尾雅人
1954 『西藏仏教研究』, 岩波書店.
- 加納和雄
2004 「ゲッティンゲン大学所蔵ラーフラ・サーンクリトヤーヤナ撮影梵文写本 Xc 14/1、Xc 14/57 について」, 『密教文化』, 212, pp. 35-54.
- 佐々木教悟
1957 「ハルシャ王の治世におけるマトウラー佛教の動向」, 『印度学仏教学研究』, 5-1, pp. 37-40.
1981 「インドおよび東南アジアの仏教における戒律思想」, 佐々木教悟編『戒律思想の研究』, 平楽寺書店.
- 静谷正雄
1978 『小乗仏教史—部派仏教の成立と変遷—』, 百華苑.
- 瀧英寛
2001 「中国仏教文献に見られる徳光 *Guṇaprabha* について」, 『佛教文化学会紀要』, 10, pp. 21-36.
- 中川正法
1985 「Vinayasūtra における波羅夷法姪戒 (I)」, 『印度学仏教学研究』, 34-1, pp. 398-394.
1993 「Vinayasūtra と Mahāvīyutpatti」, 『原始仏教と大乘仏教：渡辺文麿博士追悼記念論集』, 永田文昌堂, pp. 355-372.
1999 「『律経自註』梵文写本研究の現状」, 『筑紫女学園短期大学紀要』, 34, pp. 137-144.
- 米澤嘉康
2002 「ウメ字梵文写本の Vinayasūtra 及び Vinayasūtravṛtti」, 『印度学仏教学研究』, 50-2, pp. 786-782.

